

慶弔細則

平成19年4月1日制定

(総則)

第1条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の会員の慶弔に関し、互助制度を定めるとともに会員の相互扶助を図ることを目的として、必要事項を定める。

(正会員並びに家族の慶弔)

第2条 正会員の慶弔に関しては、原則として（別表－1）の設定に基づいて慶弔金を贈るものとする。

2 正会員の家族及び正会員であった者の慶弔に関しては、原則として（別表－1）の設定に基づいて祝電を送り、又は弔電を捧げるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、会が必要とする慶弔に関する事項については、会長及び副会長が協議のうえ決定する。

4 慶弔の連絡を受け取った事務職員は、事務局長に報告の上、設定に従って速やかに処理をする。

(施設連絡責任者の報告義務)

第3条 各施設の施設連絡責任者は、会員又は関係者の連絡により、所属正会員中にこの細則に該当すると認められる者がいるときは、別表－2に定める必要事項を記入の上、速やかに当会事務所にFAXにて連絡をしなければならない。

2 休日等で事務所、事務局に連絡を取ることができない場合は、連絡責任者が第2条の業務を代行し、後日請求書を事務所に送り請求することができる。

(理事会への報告)

第4条 この細則により支出をした場合には、その後最初に開かれる理事会において報告をしなければならない。

(細則の変更)

第5条 この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この細則を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附則)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

(別表－1)

慶弔種類	設定
正会員の結婚時	祝電
正会員の死亡時	弔慰金 10,000円 及び 生花一对（または、これに類するもので2万円以内とする。）
正会員の配偶者死亡時	弔電
正会員の父母死亡時	弔電
正会員の子死亡時	弔電

(別表-2)

慶事	会員番号、会員氏名 祝電送付場所名と住所および電話番号
弔事	会員番号、会員氏名、会員施設名、物故者氏名、会員との続柄、 通夜および葬儀の日時と斎場名と住所および電話番号、喪主氏名

(慶弔連絡先)

技師会事務所

〒730-0013 広島市中区八丁堀 6-10 グレイスビル 801 号

(午前 10 時から午後 3 時まで)

TEL (082) 502-6011

FAX (082) 502-6031